

賃金の口座振込みに関する労使協定書

社会福祉法人西海市社会福祉協議会と社会福祉法人西海市社会福祉協議会職員代表は、職員の給与の口座払いに関し、次のとおり協定する。

第1条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会は、職員から申出があった場合は、本人の預金または貯金の口座に給与を振り込むことができる。

第2条 口座払いの対象となる者は、職員（契約職員、パート職員、登録ヘルパーを含む）すべてのものとする

第3条 口座払いの対象となるものは、給与（俸給及び諸手当）とする。

第4条 口座払いは、平成17年4月1日以降実施する。

第5条 口座払いのできる金融機関の範囲は、全国の銀行及び信用金庫等（全国銀行データ通信システムを使用し稼動を行っている金融機関）の本店及び全国の郵便局とする。

第6条 本協定は、両当事者が調印した日から効力を生じ、いずれかの当事者から90日前に文書による破棄又は変更の通告がない限り効力を存続する。

平成17年4月1日

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
会 長 山 口 俊 雄



社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 職員代表

川越 則夫

